

令和 5 年度入学生の学校徴収金、授業料、各種支援制度について

1 学校徴収金の年間納入金額と納入回数(予定)

1 学年の納入金額、納入時期・回数は予定です。詳細は、入学後にお知らせします。
また、2・3 学年の金額はあくまで目安であり、変更される場合があります。

納入時期	納入方法	積立金	生徒会費	P T A 会 費	振替 手数料	納入額計
積立一時金 3月10日 (納入期限)	郵便局 払込票	30,000				30,000
6 月	口座振替		4,000	5,000	10	9,010
7 月	口座振替	7,500			10	7,510
8 月	口座振替	7,500			10	7,510
9 月	口座振替	7,500			10	7,510
1 0 月	口座振替	7,500			10	7,510
1 学年計		60,000	4,000	5,000	50	69,050
2 学年		60,000	4,000	5,000	—	69,000
3 学年		30,000	4,000	6,000	—	40,000
3 年間合計		150,000	12,000	16,000	—	178,000

2 高等学校の授業料について

① 都立高等学校の授業料

都立高等学校（全日制）の授業料は、月額 9,900 円（年額 11 万 8,800 円）です。年収目安約 910 万円未満の世帯の方について、授業料を無償化する就学支援金制度があります。就学支援金制度の対象とならない方、申請を行わない方は授業料を納入していただきます。

授業料	金額	納入期日	納入方法※
前期（4～6 月分）	29,700 円	7 月頃	口座引落 又は納付書
後期（7～3 月分）	89,100 円	1 0 月頃	

※授業料を口座振替により納入する方は、生徒マスター作成通知書の下段を記入し、口座振替をする金融機関窓口で、承諾印を押してもらってください。

② 多子世帯における授業料支援について

所得制限により、就学支援金の対象とならない世帯で、保護者等の扶養する 23 歳未満の子等が 3 人以上いる世帯に対して、授業料を 1 / 2 に減額する制度があります。対象の世帯の方は、入学後に申請書類をお渡ししますので、経営企画室に申し出てください。

3 都立高等学校の授業料等支援制度について

① 就学支援金制度（授業料無償化）

保護者の収入が、課税標準額(課税所得額)×6%－区市民税調整控除の額が30万4,200円未満（年収目安910万円未満）の世帯について、国が保護者に代わり授業料を支払う制度です。

審査の結果は、7～8月頃に通知します。不認定の場合は、7～8月に授業料を納入していただきます。

② 給付型奨学金（資格取得費用・検定試験費用等）

生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額を合算した金額が8万5,500円未満の世帯に、資格取得費用・検定試験費用等を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

対象	給付限度額
・生活保護受給世帯 ・区民税所得割額及び都民税所得割額が非課税の世帯	5万円
・区民税所得割額及び都民税所得割額が8万5,500円未満の世帯	3万円

③ 奨学のための給付金（教科書・教材費・学用品・通学用品等）

生活保護受給世帯及び区市町村民税非課税世帯に、授業料以外の教育に必要な経費を補助する目的で現金を給付する制度です。返還の必要はありません。（学校で徴収している積立金にも充当できます）

入学後、7月以降に申請についてのお知らせを配布します。

④ 東京都育英資金（その他の教育費）

勉強意欲がありながら経済的理由により就学困難な生徒に対して、学校長が推薦し、卒業まで無利子の奨学金貸付をする制度です。（月額：18,000円）4月に制度の案内を配布します。東京都私学財団が実施する制度で、同種の奨学金を他から借り受けることが決定している方は申し込めません。